

「きぼう」日本実験棟利用・宇宙 CM 公募制度 インクリメント 74 募集要項

2024 年 7 月

国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構

1. 募集の概要

(1) 目的、位置づけ

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)では、将来の地球低軌道での民間事業の活発化に向けて、民間企業の取り組みを支援する様々な施策に取り組んでいます。今般、国際宇宙ステーション「きぼう」日本実験棟の船内を利用した新しい事業の価値創造、更なる地球低軌道の利用拡大を目的として、インクリメント 74(2025 年 11 月～2026 年 6 月頃)に「きぼう」船内空間を利用する CM(コマーシャルメッセージ)撮影案件を募集します。

- ・ 本公募は、将来の地球低軌道活動の利用拡大に向け、「きぼう」の新しい利用機会を提供することにより、民間企業の参入促進を図る取り組みとなります。
- ・ これまで提供することが難しかった「きぼう」船内における CM 素材の撮影を公募することにより、宇宙技術・製品の研究開発の認知度向上だけでなく、幅広い分野の商業活動と宇宙利用を連携させることで、「きぼう」利用の価値を高めるとともに、宇宙での商業目的撮影に対する需要動向の把握、事業化への発展可能性を検討していくものです。
- ・ 本公募は、きぼう有償利用制度(非定型サービス)を活用した公募となり、撮影実施に際しての諸条件は本応募要項の他、きぼう有償利用制度の枠組みの中での実施となります。

(2) 募集の内容

「きぼう」船内空間を利用する CM 撮影案件*を募集する。

※CM 対象商品を軌道上に打ち上げてきぼう船内で何らかの動画撮影を行い、地上で編集した後に主に TV やインターネットで CM として放映されること。

(3) 申し込みから撮影までの流れ

- ① 申し込み
- ② 申込内容の確認、受理
- ③ JAXA きぼう民間有償利用審査委員会での審査
- ④ 申し込み内容の採択
- ⑤ 契約の締結
- ⑥ 撮影方法、撮影時期の調整
- ⑦ 準備(撮影計画の立案、打上品準備等)
- ⑧ 打上げ品の安全審査等(打上品がある場合)
- ⑨ 打上げ(打上品がある場合)
- ⑩ 撮影
- ⑪ 回収(回収品がある場合)
- ⑫ 映像のお渡し

(4) 応募資格

別紙1のとおり。

(5) 応募・企画条件

別紙2のとおり。

(6) 募集期間

[インクリメント 74 の有償利用\(非定型サービス\)](#) 募集期間(以下 URL の 1 項)に準じます。
(<https://humans-in-space.jaxa.jp/kibouser/subject/invitation/charge/73964.html>)

(7) 申込方法等

[インクリメント 74 の有償利用\(非定型サービス\)](#)の申し込み方法(以下 URL の 4 項)に準じます。
(<https://humans-in-space.jaxa.jp/kibouser/subject/invitation/charge/73964.html>)

(8) 審査

応募書類の受理後、外部有識者(弁護士等を想定)の意見を踏まえ、JAXA きぼう民間有償利用審査委員会にて、1(4),1(5),2(1)の観点に加え、利用促進・発展への寄与や本公募制度自体の普及への貢献等の視点も考慮して審査いたします。

(9) 費用負担

- 選定された応募者(以下「利用者」という。)は、自らの作業に伴う作業費用を負担いただくことに加え、JAXA きぼう有償利用料金(非定型サービス)に基づき、利用リソース料(下記リンク参照)及び運用準備・実運用に関する経費を機構に対しお支払いいただきます。
- 利用リソース料の減免対象事業に該当する場合は、きぼう利用を促進する新たな料金体系(減免制度)が適用可能となります。ただし、減免の適用を受けるためには、条件がありますので、以下 Web サイトをご確認ください。

参考リンク:

[有償利用制度\(非定型サービス\)の利用料金と減免制度](#)

<https://humans-in-space.jaxa.jp/kibouser/provide/more/73883.html>

(10) 支払い条件

原則、全額前払いとなりますが、分割払い等の調整は可能です。費用負担の詳細は、契約書にて定めます。

(11) 契約形態、契約条件

- 利用者は、機構が提示する契約書に定める条件で、契約を締結していただきます。契約条件の詳細は、契約書をご確認ください。
- 契約期間は、基本的に、CM 放送終了までです。

(12) 公募結果の公表

- 応募期間終了後、採択企業数については JAXA の HP で公表いたします。
- 採択企業名については、利用者調整の上、公表の有無・時期を決定いたします。

2. 撮影について

(1) 利用可能な機材等

① 利用可能な場所

- 「きぼう」船内空間(商品等の打上品を撮影する場合は「きぼう」船内の空間で浮遊した状態での撮影を想定しており、「きぼう」内の装置・機器類に接触した状態での撮影はできません。)

② 利用可能な撮影機材

- キヤノン XF-705
- ニコン D5

③ 利用可能な軌道上リソース

- 打上:5kg 以下(打上品がある場合)
- 回収:1.5kg 以下(回収品がある場合)
- 宇宙飛行士の作業時間:8 時間以下
- 通信:フル HD で 3 時間程度、4K で 1 時間程度以内を想定

(2) 作業分担

利用者及び広告主その他の本 CM 関係者(以下「利用者側」と JAXA の主な作業分担は以下の通り。

	利用者側	JAXA※
①CM 内容の企画、考案	○	—
②企画から放映までの CM 内容の確認・調整	○	○
③打上品の製作(搭載化に係る作業(検証作業等)を含む)(打上品がある場合)	○	—
④撮影計画を踏まえた「きぼう」での作業計画(運用要求)への落とし込み(インテグレーション作業)	○	—
⑤打上品の安全審査(打上品がある場合)	—	○
⑥打上品の安全審査の受審対応(安全性検証試験、保証データ提出等含む)(打上品がある場合)	○	—
⑦筑波宇宙センター-射場間の輸送*、打上(打上品がある場合) *温度コントロール等を行いません	—	○
⑧軌道上運用(撮影準備、撮影、撮影データのダウンロード)、撮影データの受け渡し	—	○
⑨回収、射場-筑波宇宙センター間の輸送*(回収品がある場合) *温度コントロール等を行いません	—	○
⑩映像の利用(加工等を含む)	○	—
⑪JAXA による CM 映像の最終確認	—	○

※JAXA の作業にかかる費用は、1(9)に基づきお支払いいただきます。

(3) 撮影の制約、留意事項

別紙 3 のとおり。

(4) 撮影の時期、順番について

- 採択した順番で撮影に向けた準備の調整を開始します。
- 撮影時期は仮申し込み順に調整いたしますが、当該 CM の内容調整の進捗や打上品の有無、準備スケジュールの関係などにより、結果として、他の案件と撮影時期や放映時期が前後してしまう場合がありますのでご了承ください。

(5) 撮影した映像の取り扱い

- 撮影した映像データは JAXA にてスクリーニングを行った上でのお渡しとなります。
- お渡しした映像データの著作権は、原則として全て利用者に帰属します。(ただし、CM 内容は事前に JAXA との調整・確認が必要です。また、目的外使用の場合には JAXA と事前の調整が必要です。)
- 撮影した素材を使った CM の放映期間は放送開始から最大 2 年間です。放映延長の希望がある場合は別途調整が必要です。

3. 申し込み方法等

(1) 申込用紙・提出先

[インクメント 74 の有償利用\(非定型サービス\)](#)の申し込み方法(以下 URL の 4 項)をご確認ください。

(<https://humans-in-space.jaxa.jp/kibouser/subject/invitation/charge/73964.html>)

(2) 問い合わせ窓口

[こちらのフォーム](#)からお問い合わせください。

(<https://forms.office.com/r/DGTstTTJ86>)

(3) 申込書類の取り扱い

- 申込書類は本公募以外の目的に使用せず、申し込みに関する秘密は厳守します。申込内容の確認、審査のために、JAXA のきぼう民間有償利用審査委員会及び外部有識者(弁護士等を想定)に開示されます。
- また、軌道上の撮影(準備段階も含む)のために必要な情報は、「きぼう」運用事業者に開示されます。
- 申込書類に記入いただいた個人情報については、本公募以外には使用せず、外部にも開示いたしません。

(4) 他社との競合、類似した企画について

JAXA からは他の応募者に関する情報は開示できません。従いまして、以下のようなケースが生じる場合がありますので、ご了承ください。

- ・ 応募者及び広告主の中に競合する社がいる場合、同時に採択される可能性
- ・ 同時に採択される撮影案件が、類似した企画内容である可能性

利用者がこの可能性を認知した場合、契約を解除することは可能ですが、それまで要した経費は返金いたしかねますので、ご了承ください。

以上

応募資格について

応募者及び広告主その他の本 CM 関係者は、以下の 1 から 2 までを満たす者である必要があります。ただし、各条件に、応募者又は広告主いずれか一方のみに求められる条件である旨明記ある場合には、それに従ってください。なお、受託後に応募資格の条件を満たさないことが判明した場合には、契約を解除させていただきます。

1. 以下の条件を満たすものであること。

- (1) 設立国の法律(応募者については日本法)に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する法人であること。
- (2) 「きぼう」の CM 利用を履行するために、必要な技術的能力及び経済能力を有し、かつ活動の実態があること。

2. 以下の欠格事由に該当しないこと。

- (1) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の者。破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他これに類する法的整理手続開始の申立てがある者、その資産について仮差押え、保全差押え若しくは差押えの申立て又は公租公課の滞納処分を受けている者、その他信用状態の著しい悪化を生じている者。
- (2) 応募企画の内容に関し、法令違反、知的財産権等の権利侵害、又は契約上の義務違反がある者、また、第三者からかかる違反等の申告を受けている者。
- (3) 反社会的勢力である者、反社会的勢力との間に過去・現在又は直接・間接を問わず、取引、金銭の支払い、便益の供与その他一切の関係又は交流がある者、また、反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力との交流を持っている者が役員に選任され、従業員として雇用され又は経営に関与している事実がある者。
- (4) 解散の決議、事業の廃止、事業の譲渡、事業の停止その他の事由により、契約の履行が著しく困難になったと見込まれる者。
- (5) 入札参加資格(全省庁統一資格)を有する場合は、機構による競争参加資格の停止を受けている者(応募者に限る)。
- (6) 政治活動又は宗教的活動、その他特定の思想・信条を標ぼうし、その普及又は実現を目的とする活動を行っている者。
- (7) 刑罰法規の違反、公序良俗に反する行為を行っていない者。
- (8) 「きぼう」を利用する上で、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体若しくは外国政府機関又は外国人が参加する、又はそれらの者を参加させる場合には、次の条件に該当する者。
 - (ア) 海外の法人・団体又は個人が、安全保障貿易管理に関する法令等に基づく国連武器禁輸国・地域に該当する国・地域の者
 - (イ) 安全保障貿易管理に関する法令等に基づき、機構の技術情報の提供ができない者

- (9) 機構との過去の契約関係又は協力案件で、契約条件の違反、機構への不当な要求、根拠のない裁判上の係争等を行った者。
- (10) その他、機構が不適切と判断した者。

応募・企画条件について

応募する内容は、次の 1 から 3 までの条件を満たす企画である必要があります。

1. CM 利用の目的、内容及び実施方法が、以下の忌避事項に該当しないものであること

- (1) 公序良俗に反すると認められるもの
- (2) 宇宙基本法(平成20年5月28日法律第43号)第2条の宇宙の平和的利用に関する基本理念に反すると認められるもの
- (3) もっぱら政治又は宗教活動を目的とするもの又は内容であるもの
- (4) 条約、法律、法律に基づく命令、条例、規則その他制限に違反するもの
- (5) 賭博・ギャンブル等射幸心を煽るもの又はそれらに類するもの
- (6) 商業活動において、消費者等に損害を与える恐れのあるもの、又は暴利をむさぼる恐れのあるもの
- (7) ISS 協力に関する協定及び付属文書で定める ISS の目的(宇宙空間の科学的、技術的及び商業的利用の促進)及び国際協力の趣旨に反するもの
- (8) JAXA 及び日本実験棟「きぼう」を含む国際宇宙ステーションのイメージや品位を毀損する恐れのある内容であるもの
- (9) 第三者を害するような内容であるもの
- (10) 次のような、人権侵害となるもの又はその恐れがあるもの
 - (ア) 人種、性別、障がい、団体、国・地域などに関する差別的な表現若しくは不当な差別につながる表現を含むもの又はその恐れがあるもの
 - (イ) 他の者の氏名、名称、肖像、談話若しくは商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの又はその恐れがあるもの。
 - (ウ) 他の者を誹謗し、中傷し又は排斥するもの又はその恐れがあるもの
 - (エ) その他、他社の事件を侵害するもの又はその恐れがあるもの
- (11) 次のような、社会問題についての主義主張を内容とするもの
 - (ア) 個人又は法人その他団体の意見広告
 - (イ) 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を含むもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - (ア) 広告する商品等とは無関係に裸体姿勢によって単に目立たせるもの
 - (イ) 性的感情を著しく刺激するもの
 - (ウ) 犯罪を誘発する恐れのあるもの
 - (エ) 粗暴性、残虐性を助長するもの
- (13) 非科学的又は迷信に類するもので、消費者等を迷わせたり、不安を与えたりするもの又はそのおそれのあるもの
- (14) その他、機構が不適切と判断したもの

2. CM 内容が視聴者に誤認混同を与えないものであること

- (1) JAXA が特定製品及び特定団体を、直接的または間接的に応援・推奨する、またはそのように誤認される恐れがある内容でないこと
- (2) JAXA が特定製品及び特定団体に対し、技術的に関与し、品質・性能を保証しているとの印象を与える CM でないこと
- (3) 宇宙での使用がされていないにも関わらず、あたかも宇宙で使用できる若しくは使用可能となるかのような印象を与える CM でないこと

3. 以下の業種又は業者を広告・宣伝するものであってはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に該当するもの
- (2) 消費者金融・高利貸しに係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) ギャンブルに関わるもの(宝くじに係るものを含む)
- (5) 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
- (6) その他法令に違反するもの

撮影等の制約、留意事項

本公募に応募の際は、以下の撮影等の制約、留意事項を遵守・了承の上、応募をお願いいたします。

- (1) 本公募枠での撮影では、宇宙飛行士(JAXA 宇宙飛行士含む)の CM 出演^{*}はできません。
※身体の一部または一部が映りこんだ映像や画像、又は身体を使って発生させた音(発声、拍手、指鳴らし、口笛、指笛やその他楽器等の演奏を含む)が CM で使われること
- (2) 本公募で採択された映像を放映する場合には、「本 CM は JAXA きぼう有償利用制度の公募枠を用いて、国際宇宙ステーション「きぼう」日本実験棟で撮影している」旨のテロップ表示が必要となります。また、CM の内容や CM 対象によっては、誤認 混同などを防止するため、「本製品は、実際には国際宇宙ステーション・きぼう内では使用されていません。」などのテロップを表示していただく場合があります。
- (3) 企画・撮影・放映までの各段階において、適宜本公募条件に合致する内容であるかの確認をいたします。合致しないと判断された場合には、内容の変更等を実施していただきますので、ご了承ください。
- (4) 利用者は、ISS 協力に関する国際間合意(IGA/MOU)を遵守していただきます。
- (5) 撮影時期は採択後に調整となるため、利用者が希望する時期の撮影とならない可能性があります。また、撮影時期が調整の上、設定されている場合でも、ISS/「きぼう」で予期できない事情や撮影機材のトラブル等が発生した場合は、撮影が延期される可能性があります。
- (6) JAXA は撮影データの瑕疵に起因又は関連して利用者が被る一切の損害について責任を負うことができません。
- (7) 取得映像は JAXA でスクリーニングを実施した後に提供となります。公開できない対象物が映り込んだ場合は、当該部分の削除又は判別不可能処理を施した後に提供いたします。
- (8) 撮影のため、商品・その他打上が必要となる物がある場合には、安全審査等が必要となり、その結果次第では打上ができません場合があります。
- (9) 回収した商品・その他の物品を回収後に利用する場合は、本募集の条件等(別紙 2「応募・企画条件」、本別紙 3「撮影等の制約、留意事項」の制約等)を遵守する必要があります。
- (10) 応募採択後の追加提案には応じることはできません。(例:複数のシーンを撮影したい、シリーズ化したい等)
- (11) 不具合等の想定外事象等の真にやむを得ない事情がある場合には、JAXA は利用者と協議の上、合理的かつ軽微な範囲で条件修正に応じる場合があります。